

地域クラブ活動の要件、認定方法等について

1. これまでの経緯、取組等

(1) 実証事業における取組

- 令和6年1月に、令和6年度実証事業の実施に当たり策定した「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業に係る実施方針」において、実証において取り組むべき観点として、「地域クラブ活動の要件等の明確化を図る方策の検証、好事例の収集・普及」を記載。文化庁の実証事業の実施要領にも同様に内容を記載。
- これらを受けて、令和6年度、7年度実証事業では、地方公共団体において地域クラブ活動の要件等の明確化を図る取組を実施。

<該当部分抜粋>

- ガイドラインに沿った生徒のスポーツ活動の場として地域クラブ活動を推進するとともに、地域クラブ活動を提供する新たな運営団体・実施主体の参画を促進する観点から、特に、公的支援（例えば、財政的支援、公共施設の優先利用、使用料減免等）の対象となる地域クラブ活動の要件や基準等を明確化する取組を検証するとともに、好事例を収集する。
 - これまで試行されている事例、想定される取組例等
 - ・ 都道府県が示した地域クラブ活動の要件を踏まえ、市区町村が地域の実情を踏まえながら、地域クラブ活動の要件を調整して設定し、登録・指定等を実施。
 - ・ 市区町村が、独自に認定制度を設けて、地域クラブ活動を認定。

(2) 事例の収集・普及

- 令和6年8月の「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集」において、県のガイドラインの中で地域スポーツクラブ活動の要件の例を示す山口県の取組を紹介。
- その後、都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議や各種会議、研修会、講習会等の行政説明において、地域クラブ活動の要件等の明確化を図る取組を説明。

(3) 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

- 令和7年5月の最終とりまとめにおいて、以下のとおり、地域クラブ活動の定義・要件、認定方法等に関して記載。

<該当部分抜粋>

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」においては、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であり（後略）

- 地域クラブ活動については、これまで、国の実証事業等を通じて各地域で様々な実践が積み重ねられており、具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るものである。

- 地域クラブ活動については多様な形があり得るものではあるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要がある。その際、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえるとともに、既に地方公共団体において実施されている認定等に係る実践例、公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の内容等も参考にすることが考えられる。

II 各論

5. 大会やコンクールの運営の在り方

(2) 取組の方向性

- 生徒の大会等の参加機会の確保
 - ・ 地域クラブ活動の認定の仕組みの導入にあわせた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

(2) 取組の方向性

- 事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
 - ・ 地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入促進（「地域クラブ活動」の認定要件の一つとして設定することを検討）
- 生徒及び指導者の保険への加入
 - ・ 自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入促進（「地域クラブ活動」の認定要件の一つとして設定することを検討）

2. 検討に当たっての基本方針（案）

- ① 学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、ふさわしい内容とすること。
- ② 営利等を目的とする民間のクラブチーム等との区別や質の担保、公的支援の対象とするなどの観点から、必要十分な内容とすること。
- ③ 地域クラブ活動の多様な実態を踏まえること（高い基準となり過ぎないこと、個別具体的な内容となり過ぎないこと）。
- ④ 地方公共団体における認定等に係る実践例や、「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」の内容を参考とすること。
- ⑤ 地方公共団体における認定事務等の円滑な実施にも配慮すること。

3. 国が示すことが求められている主な事項（案）

（１）定義・呼称

＜記載イメージ＞

国が示した要件、認定方法等に基づき地方公共団体が認定したスポーツ・文化芸術活動を「認定地域クラブ活動」（仮称）という。

（２）要件

＜想定される主な内容＞

活動の目的・理念、活動時間・休養日、会費の取扱い、指導体制、安全確保（保険加入を含む）、管理運営体制、学校等との連携など

（３）認定方法・手続き等

＜想定される主な内容＞

地域クラブ活動の実施主体からの申請、地方公共団体による認定、認定後の指導監督、認定取消し、認定の有効期間・更新など

（４）認定された地域クラブ活動への対応

＜想定される主な内容＞

公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免など）、教職員の兼職兼業の促進、大会等の参加機会の確保、地方公共団体による情報提供の促進など

（５）経過措置等

（６）その他（認定された地域クラブ活動において期待される取組）

＜想定される主な内容＞

複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや１つのクラブにおいて多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、幅広い世代との豊かな交流など、必須の認定要件とはしないが、実施することが望ましいと考えられる内容などを記載

４．本日議論いただきたい内容

- 上記２．の「検討に当たっての基本方針（案）」の確認
- 上記３．の「国が示すことが求められる主な事項（案）」の項目及び各項目における具体的な内容や留意事項